

京都市若杉学園条例施行規則の全部を改正する規則を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市規則第69号

京都市若杉学園条例施行規則の全部を改正する規則

京都市若杉学園条例施行規則の全部を次のように改正する。

京都市若杉学園における給食の実施に関する規則

- 1 京都市若杉学園において、入園者以外の者で市長が給食を必要と認めるものに対しては、給食を行う。
- 2 前項の給食を受けた者からは、実費を徴収する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)